

一般社団法人京都社会福祉士会 研修開催に関するガイドライン

【開催基準】

1. 下記の場合は、研修の開催中止、開催延期、開催方法の変更を行います。
 - ① 生命や健康に重大な影響を与える感染症等が、京都府内で広く流行している場合
 - ② 気象や公共交通機関の状況によって会場での開催が難しい場合
 - ③ 適切な広さの会場が確保できない場合
 - ④ 講師、スタッフが確保できない場合
 - ⑤ その他、研修効果が得られる研修が開催できない状況が発生した場合
2. 開催中止、開催延期、開催方法の変更(オンライン研修への変更)の判断は適宜判断します。できる限り早めにお伝えするつもりですが、気象状況、交通状況等に関する変更は当日になることもあります。
3. 研修の開催を中止・延期した場合、代替の研修については、感染の状況、日程、会場、講師等の確保等から判断します。開催しないということや、年度をまたいでの開催になる場合もあります。
4. 万が一、集団感染が発生した場合や参加時の怪我等について、会から補償はできません。ご了解ください。

《会の責務》

1. 研修開催に努める。
2. 受講生が安心・安全に受講できるよう環境を整える。(研修会場の対策、オンライン研修実施環境の整備を含む)
3. 講義内容の質を担保する。
4. 開催中止等になった場合の救済方法(補講、受講料、次年度の受講等)の検討、実施に努める。
5. 講師、スタッフの健康状態を把握し、感染防止を図る。
6. 参加者から、感染や事故等の報告があった時は、個人情報に留意し参加者、スタッフ等に伝える。

《受講生の責務》

1. 体調不良等、少しでも感染した疑いがある場合は、欠席すること。(対面研修の場合)
2. 受講中は会場内に多くの参加者が集まるため、自身や他の参加者の健康を守るために、マスクの着用や手指消毒等、感染防止対策に努めること。(対面研修の場合)
3. 所属先の事業所がある場合は、研修受講について理解を得るなど、所属先の事情に応じて研修に参加すること。(対面研修の場合)
4. オンライン研修に対応できるように、受講できる環境を整えるとともに、必要な機器等の準備をすること。(WEBカメラ、マイクは必須)
5. 会からの連絡に注意し、対面、オンラインのどちらでも対応できるように準備しておくこと。
6. 研修開催可否の判断に対して、異議を申し立てないこと。
7. 研修後に体調不良になった時等は、速やかに会に連絡をすること。(受講者、スタッフ等と情報共有します)